

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例(昭和34年葉山町条例第256号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和2年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

葉山町国民健康保険条例(昭和34年葉山町条例第256号)の一部を次のように改正する。

第12条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第12条の12中「16万円」を「17万円」に改める。

第16条の2第1項各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の葉山町国民健康保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

- ( 1 ) 保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を「61 万円」から「63 万円」に、介護納付金に係る賦課限度額を「16 万円」から「17 万円」に引き上げることとした。
- ( 2 ) 保険料減額の判定に係る所得の上限額（世帯に属する被保険者の数に乗ずる金額）を次のとおり緩和することとした。
  - 5 割減額の対象となる世帯 「28 万円」から「28 万 5 千円」に引き上げ
  - 2 割減額の対象となる世帯 「51 万円」から「52 万円」に引き上げ

## 3 施行期日等

- ( 1 ) この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ( 2 ) 改正後の葉山町国民健康保険条例の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。

葉山町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町国民健康保険条例 昭和34年9月29日条例第256号</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の2第1項において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第12条の12 第12条の8の賦課額は、<u>17万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>28万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区</p>	<p>葉山町国民健康保険条例 昭和34年9月29日条例第256号</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条の2第1項において同じ。)は、<u>61万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第12条の12 第12条の8の賦課額は、<u>16万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>28万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区</p>

改正後	改正前
<p>分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>52万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の7」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>51万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の7」と、「<u>61万円</u>」とあるのは「19万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「<u>61万円</u>」とあるのは「<u>16万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>